

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会員の皆さまへ
手をつなぐ暮らしのおたすけプランは全国各地にある各区市町村等の育成会の
会員とご家族のみがご加入できます。詳細はP7をご確認ください。
当制度は一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の本体事業です。

親あるときの万が一に備える

手をつなぐ 暮らしのおたすけプラン



障がいのある方とご家族、
ご本人を支える支援者をお守りする所得補償保険です

(団体長期障害所得補償保険)

保険期間 令和2年7月1日 午後4時 から 令和3年7月1日 午後4時まで 1年間

加入締切 令和2年6月20日 までにWEBにてお申し込みください。
※保険期間中の中途加入も毎月受付します(毎月20日締切)。

中途加入の補償期間 加入手続きの翌月の1日 から 令和3年7月1日 午後4時まで

加入方法 ●「重要事項等説明書」を必ずご確認ください。
●WEB(専用サイト)にアクセスいただき、お申し込みください。

保険料払込方法 クレジットカード決済・月払

引受保険会社

日立キャピタル損害保険株式会社(幹事)
損害保険ジャパン株式会社(非幹事)

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 団体保険制度

手をつなぐ暮らしのおたすけプラン

加入のおすすめ



会員の皆さまには、平素より当法人の活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

近年、障害福祉は大きく改革されて、さまざまなサービスが利用できるようになりました。しかし、本人の生活のベースは家庭で在り、家族が中心になって支えています。色々な障害のある人でも、この世に生を受けてよかったと思える人生を送り、生き甲斐のある豊かな生活を送ることが出来るように、可能なかぎりの手立てと支援をして行くのが私たち育成会の使命だと思います。

そのため、障害のある本人の人としての権利を守り、どのように支援することが本人の発達、教育、労働、生活のために必要かを政策提言する活動を進めています。こうした視点から私たち育成会は多くの法律の制定や改正に積極的に関わり、大きな役割を果たし成果をあげてきました。

現在、共生社会を目指す日本においては、今後も新たな社会の仕組みや制度、法律を作り、改正されることが予想され、育成会はこれからも大きな役割を担っていくことが望まれています。こうした時に、障害のある本人を支援する家族等が本人の安心で豊かな生活の為に、障害のある本人を中心にしながら代弁者としての役割を果たしていかなければなりません。

一方で、超高齢化社会を迎えて、育成会も親亡き後の本人の暮らしが大きな課題となっていますが、障害のある本人を支援する親等が居る場合でも大きな心配ごとがあり、現在も苦しい生活を余儀なくされている本人や家族が全国では数多くおられます。本人の生活を支える家族等がケガや病気などで働けなくなり、障害のある本人の生活もそれまでのようには出来なくなって苦しんでおられるご家庭もあります。

育成会連合会は社会への働きかけと同時に、障害のある本人を守り、その本人の生活を支える家族を守ることを目的とした新たな事業として、本人の生活を支え家族等が働けなくなった時の暮らしを助ける「団体長期障害所得補償保険」である、育成会の団体保険「手をつなぐ暮らしのおたすけプラン」をスタートいたします。

「団体長期障害所得補償」の他に、万一その家族が亡くなった時の「葬儀費用」や遺産分割などの協議にかかる「法律相談費用」の支援も加えた仕組みとしています。

育成会連合会の会員と本人のための支え合いの活動として、育成会の団体保険「手をつなぐ暮らしのおたすけプラン」にご加入いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

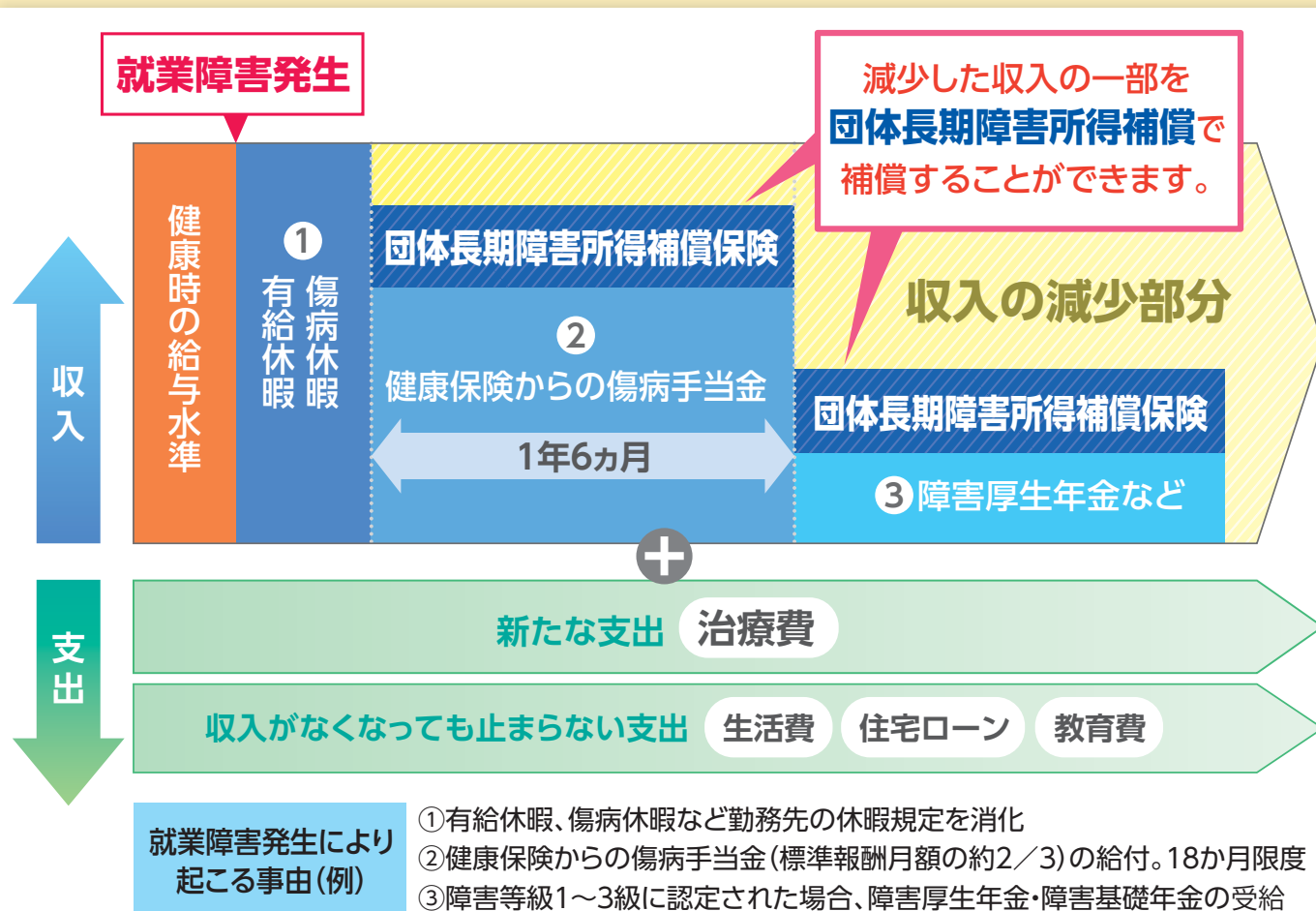
2020年4月 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会
会長 久保 厚子

団体長期障害所得補償保険

障がいのある方とそのご家族、
ご本人を支える支援者が病気
やケガで働けなくなった時、
収入をサポートします。

※「就業障害」といいます。

就業障害期間が長びくと、暮らしへの負担が増していきます。公的保険やお勤め先の福利厚生制度だけでは、長期休業時の補償は、十分とは限りません。さらに、一般的な生命保険や医療保険では、長期休業時の補償はありません。



保険の特長

1

病気やケガによる就業障害をカバー

業務中、業務外を問わず、病気・ケガによる就業障害時の喪失所得の一部を補償します。

2

長期にわたる補償

就業障害発生時から65歳まで(65歳満了)の長期間で補償されます。

3

メンタル疾患も補償対象

気分障害(そう病・うつ病など)、不安障害、統合失調症など一部の精神障害による就業障害が補償対象となります。
(ただし保険金の支払いは最長で2年間となります。)

ポイント!

4

一部復職※の場合も補償

一部復職した場合でも、就業に支障があり就業障害発生直前と比べて20%超の所得喪失がある場合には保険金を支払います。

例

営業職の場合

支払対象外期間中(90日間)はいかなる業務に全く従事できない状態となりますが、対象期間が開始するとそれ以降は、営業職から離れて内勤業務(軽作業等)に変わり所得が一定額以上削減になった場合なども、支払対象となります。

※一部復職とは、業務に復帰できたものの依然として就業障害が残り、就業障害直前に従事していた業務に完全には従事できない状態をいいます。

5

加入に際して、医師の審査は不要

健康状態を告知することで加入できます。

※健康状態によっては、加入できない場合や引受条件を制限しての加入となることがあります。

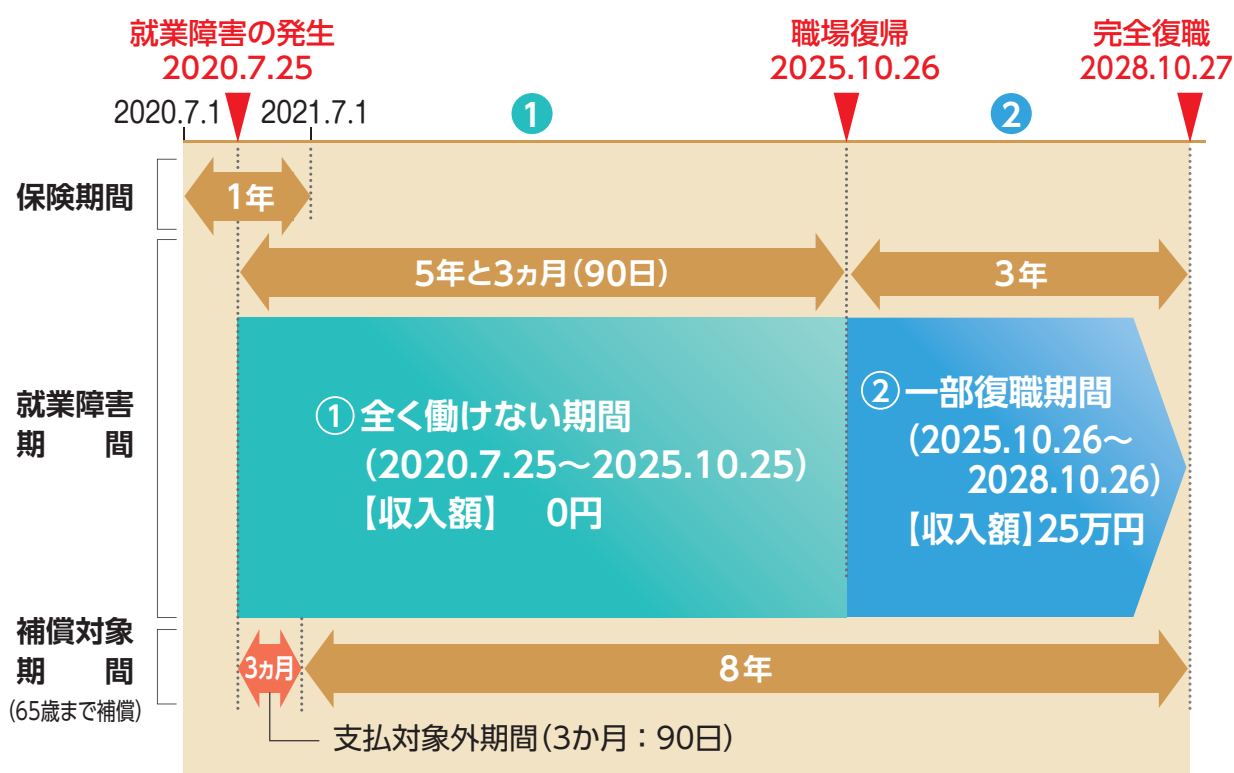
保険金受取事例

40歳の方(ご契約時の収入50万円／月)が、次の内容でご加入いただいた場合の保険金お受取り例は、以下のとおりです。

ご加入例

保険金額30万円※、支払対象外期間90日、対象期間65歳まで
※給与収入の60%がご加入保険金額の目安となります。

お受取例



①の期間に
対して

$[30\text{万円} \times \{(50\text{万円} - 0\text{円}) \div 50\text{万円}\}] \times 12\text{か月} \times 5\text{年} = 1,800\text{万円}$

②の期間に
対して

$[30\text{万円} \times \{(50\text{万円} - 25\text{万円}) \div 50\text{万円}\}] \times 12\text{か月} \times 3\text{年} = 540\text{万円}$

合計のお受取り額は

1,800万円 + 540万円 = 2,340万円

葬祭費用等補償特約

障がいのある方とそのご家族、ご本人を支える支援者がお亡くなりになった時、残されたご家族を守るため葬祭費用や、成年（未成年）後見人制度を利用するための各種手続費用等を補償します。



通算
300万円
限度

ご加入いただいた障がいのある方とそのご家族、ご本人を支える支援者がお亡くなりになった際の以下の費用をお支払いします。

1 ご家族が負担する葬祭費用

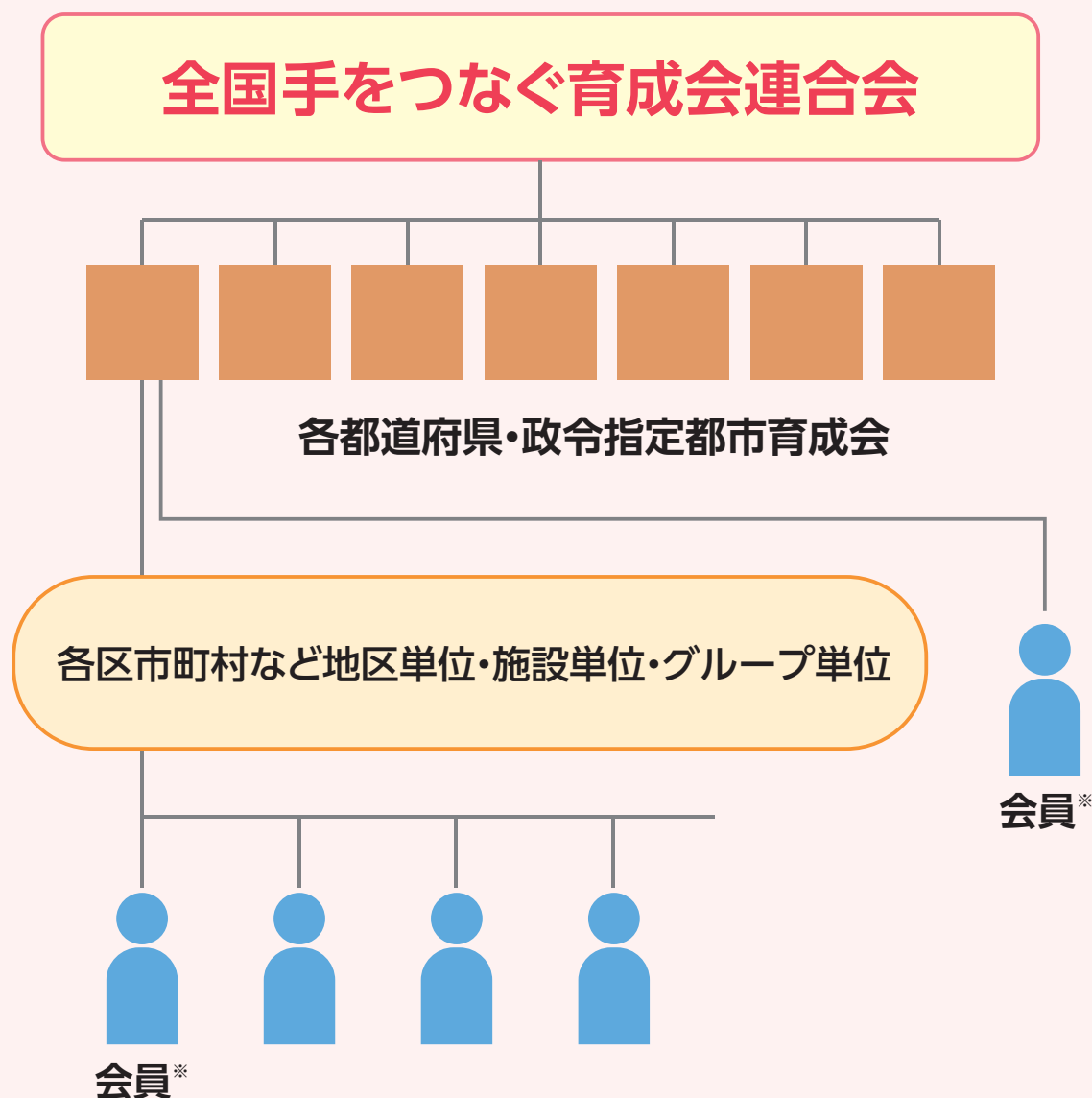
2 ご家族が成年（未成年）後見制度を利用する際に負担する各種手続費用

3 法定相続人が遺産分割の協議に関して負担する法律相談費用

会員の定義

本保険は各都道府県・政令指定都市育成会にある各区市町村等の育成会の構成員(全国手をつなぐ育成会連合会の正会員、およびそのご家族のうち障がい者の主たる生計を支える方)の皆様がご加入できます。

「会員」とは



※各区市町村など地区、施設、学校、グループ単位の支部に登録されている会員の皆様のうち個人の方を「会員」といいます。

※事業所協議会所属の職員と事業所の皆様は、個別に会員登録の手続きが必要になります。

※詳細は全国手をつなぐ育成会連合会東京事務所までお問い合わせください。

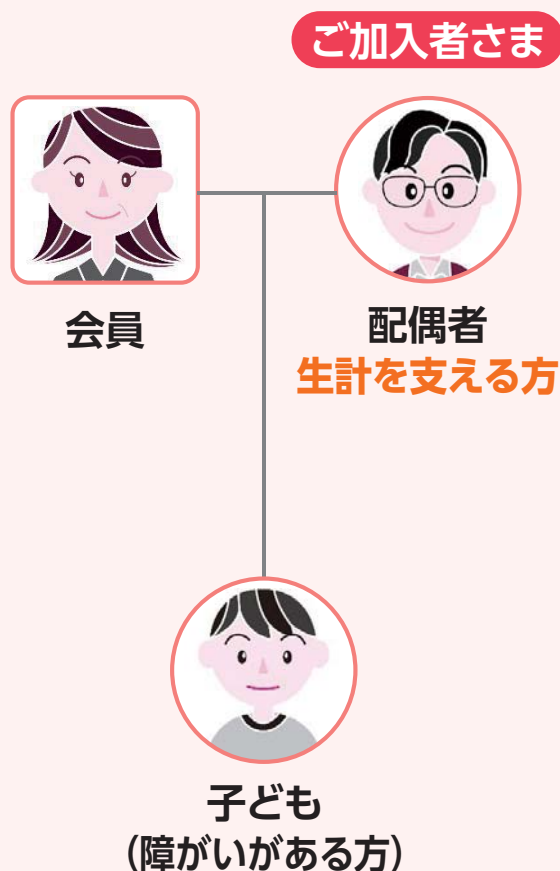
保険の対象となる方の例※1

障がいのある方の主たる生計を支える方が会員(構成員)としての対象となります。

その他、ご加入の可否については、全国手をつなぐ育成会連合会東京事務所までお問い合わせください。

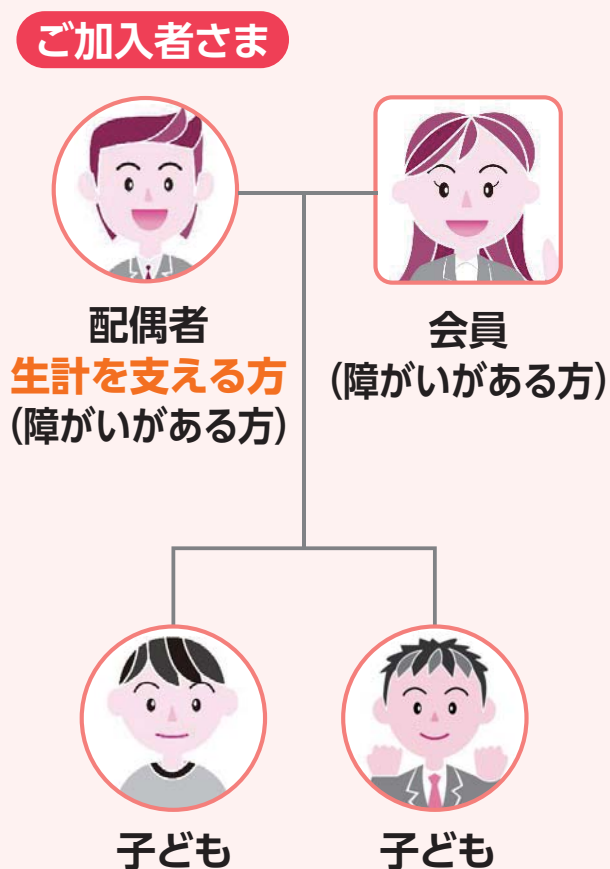
例1

障がいがある方の親御さまが
生計を支えている場合



例2

障がいがある方ご本人が
生計を支えている場合



※1 満15歳以上満69歳以下の勤労所得がある方に限ります。

月払保険料例

基本条件

- 支払対象期間：最長65歳まで
- 支払対象外期間：90日間
- 精神障害補償（支払対象期間2年）
- 天災危険補償
- 葬祭費用等補償
- おおむね月収50万円以上の方の場合
- 団体割引10%適用

注1) 年齢は保険始期日時点の満年齢です。 注2) 別途プランをWEB(専用サイト)から選択できます。

	月額保険料		補償内容	
			所得補償保険金額 (月額)	葬祭費用等保険金額
男性	15歳～24歳	2,558円	30万円	300万円
	25歳～29歳	2,632円		
	30歳～34歳	2,926円		
	35歳～39歳	3,716円		
	40歳～44歳	5,513円		
	45歳～49歳	8,275円		
	50歳～54歳	11,734円		
	55歳～59歳	14,871円		
	60歳～64歳	12,082円	20万円	
女性	15歳～24歳	1,573円	30万円	300万円
	25歳～29歳	2,077円		
	30歳～34歳	2,750円		
	35歳～39歳	4,198円		
	40歳～44歳	6,801円		
	45歳～49歳	9,984円		
	50歳～54歳	12,959円		
	55歳～59歳	14,231円		
	60歳～64歳	9,091円	20万円	

※65歳以上でご加入希望の方は、全国手をつなぐ育成会連合会本部事務局 保険担当までご連絡ください。

※保険料は、保険責任開始日時点の加入状況により、変更になる場合があります。

お申込になる前にご確認ください。

- ご加入される保険契約がお客さまのご希望にそった内容になっていること、特に重要な事項の欄に正しく告知いただいていることなどを確認させていただくためのものです。ご不明点がございましたら、取扱代理店または日立キャピタル損害保険へお問い合わせください。

[ご加入内容チェック欄]

1. 保険商品がお客さまのご希望にそった内容となっていることをご確認ください。

- ☐ 保険金お支払い事由 ☐ 保険期間(保険のご契約期間) ☐ 保険料 ☐ 保険金額

2. お申込み内容の告知もれや告知誤りがないかをご確認ください

以下の項目は保険料を正しく算出したり、保険金をお支払いする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。

- ☐ 「生年月日」「性別」は正しく告知されていますか
☐ 「他の保険契約」欄は正しく告知いただいていますか
☐ 「健康状態に関する告知」については告知の重要性をご確認・ご理解いただいたうえで正しく告知いただいていますか
☐ 特別な条件(支払対象外条件)付でご契約の場合、条件を確認し同意いただけましたか
☐ 保険金額(ご契約金額)は年収の1/12の60%の範囲内となっていますか

3. 契約概要のご説明および注意喚起情報のご説明はご確認いただけましたか。

以下の項目は保険料を正しく算出したり、保険金をお支払いする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。

- ☐ ご契約に際しては「主な支払対象外事由」などお客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が書かれておりますので必ずご確認ください。

●保険金のお支払い方法など重要な事項は、WEB(専用サイト)に掲載の「重要事項等説明書」をご参照ください。

●「手をつなぐくらしのお助けプラン」は葬祭費用等補償特約付き団体長期障害所得補償保険の愛称です。

●このパンフレットは団体長期障害所得補償保険の概要をご紹介します。詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。ご契約手続き、保険金のお支払い条件、その他ご不明な点がありましたら取扱代理店または日立キャピタル損害保険にご照会ください。

●取扱代理店は日立キャピタル損害保険との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日立キャピタル損害保険と直接契約されたものとなります。

ご不明の点がありましたら下記取扱代理店または引受保険会社へお問い合わせください

〈取扱代理店〉

一般社団法人

全国手をつなぐ育成会連合会

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6

TEL 03-5358-9274 FAX 03-5358-9275

受付時間:平日の午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

〈引受保険会社(幹事)〉

 **日立キャピタル損害保険株式会社**

〒102-0073 東京都千代田区九段北一丁目8番10号 住友不動産九段ビル11階

TEL 03-5276-5602 FAX 03-5276-5609 担当: 高橋

◆当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

 **0570-022808** [ナビダイヤル受付時間: 平日9:15～17:00(土日祝日を除く)]

※詳しくは日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

〈引受保険会社(非幹事)〉

 **損害保険ジャパン株式会社**

団体・公務開発部第二課 担当: 今林・佐藤

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.03-3349-5402 FAX.03-6388-0161 受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで

公式ウェブサイト <https://www.sompo-japan.co.jp/>